○中部地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
中津川市山口二三〇七番二から同市山口二二六二番一まで	前	一二・〇メートル	二〇・六メートル
	後	一三・〇メートル	二三・四メートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
瀬戸市田中町一九番一から同市八幡町二九九番まで	前	九・八メートル	〇・五四二キロメートル
	後	一三・三メートル	七八・二五〇・五四二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北九州市小倉北区貴船町二番一六から同市小倉北区貴船町二番一まで	前	二五・〇メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	二五・〇メートル	〇・〇四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 路線名　三号
(二) 供用開始の区間　北九州市小倉北区貴船町二番一六から同市小倉北区貴船町二番一まで
(三) 供用開始の期日　平成二十八年十月四日
(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

九月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原子力規制委員会の新規制基準に避難計画が含まれていないことに関する質問主意書（逢坂誠二提出）

諫早湾干拓開門問題に係る長崎地方裁判所における和解協議に関する質問主意書（大串博志提出）

報告書受領

九月三十日内閣から次の報告書を受領した。

内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十八年一月四日から同年九月二十五日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

辞令

（管理部業務課調整主幹）衆議院参事　岡本　亮二

願により本職を免ずる

（情報監視審査会事務局長）同　山本　直和

国会職員法第十五条の四の規定による任期満了により平成二十八年九月三十日限り退職（以上九月三十日）

参議院

質問主意書提出

九月三十日議員から次の質問主意書が提出された。

ゲノム編集技術の研究開発・規制に関する質問主意書（川田龍平提出）（第四号）

報告書受領

九月三十日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十八年一月四日から同年九月二十五日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

人事異動

外務省

（在ケニア日本国大使館参事官（公使））外務事務官　森　美樹夫

大臣官房審議官に転任させる

国際協力局（地球規模課題担当）を命ずる

（大臣官房審議官兼国際協力局（地球規模課題担当））同　竹若　敬三

在シドニー日本国総領事館総領事に転任させる

（アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課地域調整官）

兼国際協力局地球環境課）同　渡邉　尚人

在バルセロナ日本国総領事館総領事に転任させる（以上九月二十日）

特命全権大使　北川　靖彦

アイスランド国駐箚を命ずる　同　小西　淳文

ベナン国駐箚を命ずる　同　齋田　伸一

エチオピア国駐箚を命ずる　同　鈴鹿　光次

アフガニスタン国駐箚を命ずる　同　側嶋　秀展

ザンビア国駐箚を命ずる　同　山田　俊之

パラオ国駐箚を命ずる（以上九月二十六日）

海上保安庁

（石垣海上保安部宮古島海上保安署長）海上保安官　久留　利彦

宮古島海上保安部長に昇任させる

（鹿児島海上保安部付）同　山本　慶

鹿児島海上保安部種子島海上保安署長に配置換する（以上十月一日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する（京都工芸繊維大学名誉教授）　永野　耐造

従五位に叙する（各通）　三木　博雄

正六位に叙する（各通）　藤田　善之

従六位に叙する（各通）　庄子　正昭

（海上保安官）　峯村　福督

正七位に叙する（各通）　磯　英世

正七位に叙する（以上八月二十五日）　川東　誠市

寄立　哲也

政則